

岩手県告示第 287 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金のうち県土整備部に係るもの（平成18年岩手県告示第493号）の一部を次のように改正し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
課 名	事業名	課 名	事業名
[略]		[略]	
建築住宅課	がけ地近接危険住宅移転事業費補助、地域優良分譲住宅供給事業費利子補給補助及び <u>特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助</u>	建築住宅課	がけ地近接危険住宅移転事業費補助、地域優良分譲住宅供給事業費利子補給補助及び <u>高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助</u>
港湾空港課	花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、 <u>花巻空港周辺民家防音機能回復事業費補助</u> 、機内手荷物等検査員設置費補助及び新空港ターミナルビル建設事業費補助	空港課	花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、 <u>花巻空港周辺民家等防音機能回復事業費補助</u> 、機内手荷物等検査員設置費補助及び新空港ターミナルビル建設事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			